

2022 年 12 月 21 日

令和 5 年度薬価改定に関する所感

日本製薬団体連合会
会長 眞鍋 淳

今般、中央社会保険医療協議会において「令和 5 年度薬価改定の骨子」（以下、「骨子」）が取りまとめられました。

医薬品の研究開発・安定供給を通じて健康長寿社会の実現を目指す製薬産業としての立場から、以下の通り意見を表明致します。

令和 5 年度の薬価改定については、当連合会より「直近の物価高騰や円安の進行等を踏まえれば、実施の是非も含め慎重に検討すべきであり、実施するのであれば、このような状況を踏まえ薬価引下げ率の緩和などの措置が必要である」と主張してまいりました。

しかしながら、「骨子」において、平均乖離率 7.0%の 0.625 倍である乖離率 4.375%を超える品目が改定の対象とすることが決定されました。これは、「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」（2016 年 12 月 20 日 4 大臣合意）の趣旨から大きく逸脱したものであり、誠に遺憾です。近年の度重なる薬価改定等により、イノベーションの推進や医薬品の安定供給の確保に支障をきたしている状況を踏まえれば、薬価改定のあり方を含めた本質的な検討を進めるべきであると考えております。

また、急激な原材料費の高騰、安定供給問題に対応するため、不採算品再算定について臨時・特例的に全品を対象に適用するとともに、イノベーションに配慮する観点から、新薬創出等加算の加算額を臨時・特例的に増額し、従前の薬価と遜色ない水準とする対応を行うこととされました。これらの対応は製薬業界の主張について配慮いただいたものと理解しております。

当連合会としましては、我が国の国民皆保険の持続性とイノベーションの推進の両立に向け、諸課題について引き続き取り組んでまいり所存です。今後とも関係各位の一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上